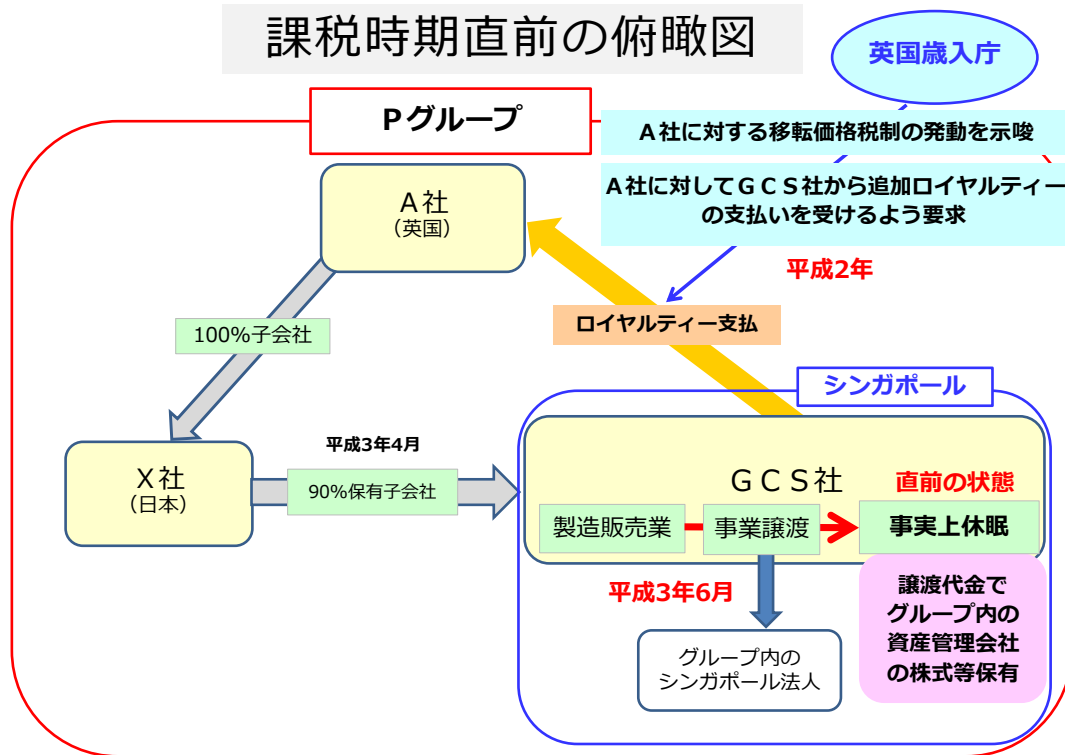


【概要】



G株式会社（原告。以下「X社」）は、日本国内に本店を置く内国法人であり、英国法人A社の100%子会社として昭和55年に設立された。シンガポール法人であるGCS社は、昭和54年に設立されたシンガポール法人である。X社、A社及びGCS社は、いずれも多国籍企業集団であるPグループに属している。

GCS社は、A社にロイヤルティーを支払って得たノウハウで、同国において胃潰瘍薬の製造販売事業を行っていたが、平成3年6月、上記事業をPグループ所属の別のシンガポール法人に譲渡したため、その後GCS社は実質的に休眠法人となっていた。GCS社は、その後グループに属する資産管理会社の株式約10億株を取得した。X社は、平成3年4月以降GCS社の株式の9割を保有してその親会社となっていた。

英国歳入庁は、平成2年、上記のロイヤルティーが低額にすぎ、英国への法人税額

令和元年 5 月 18 日

発表者：一角塾 中野 洋

が過少となっているとして、移転価格税制の発動可能性を背景に、A 社が GCS 社に対して追加ロイヤルティーの支払いを要求するよう主張した。

P グループは、追加ロイヤルティー支払の要否及び額について英国歳入庁と協議を続けたが、平成 10 年に至っても協議はまとまらなかった。他方、GCS 社は、平成 10 年 3 月、その保有に係る株式を売却又は消却し、約 8 億シンガポールドル（約 5 6 0 億円）の株式譲渡益を計上した<sup>1</sup>。ところが、シンガポールでは株式譲渡益が非課税であったことなどから、同年度の S 社の所得金額約 1 0 億 5 0 0 0 万シンガポールドル（約 7 3 5 億円）に対し、同国で課される法人税額は約 4.32%にとどまることとなった。

GCS 社は、平成 11 年、（株式売却等で得た資金を原資として）A 社に対し、追加ロイヤルティーを支払った。

そこで、日本の課税当局（以下「Y」という）は、GCS 社が X 社にとって措置法にいう「特定外国子会社等」、すなわち、外国子会社のうちその事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得金額の 25%以下であるものに該当するとして、その未処分所得額に所要の調整を加えた金額のうち X 社の持株割合に対応する金額（以下「課税対象留保金額」という。）を、X 社の事業年度の所得金額の計算上その益金の額に算入する更正及び過少申告加算税賦課決定を行った。

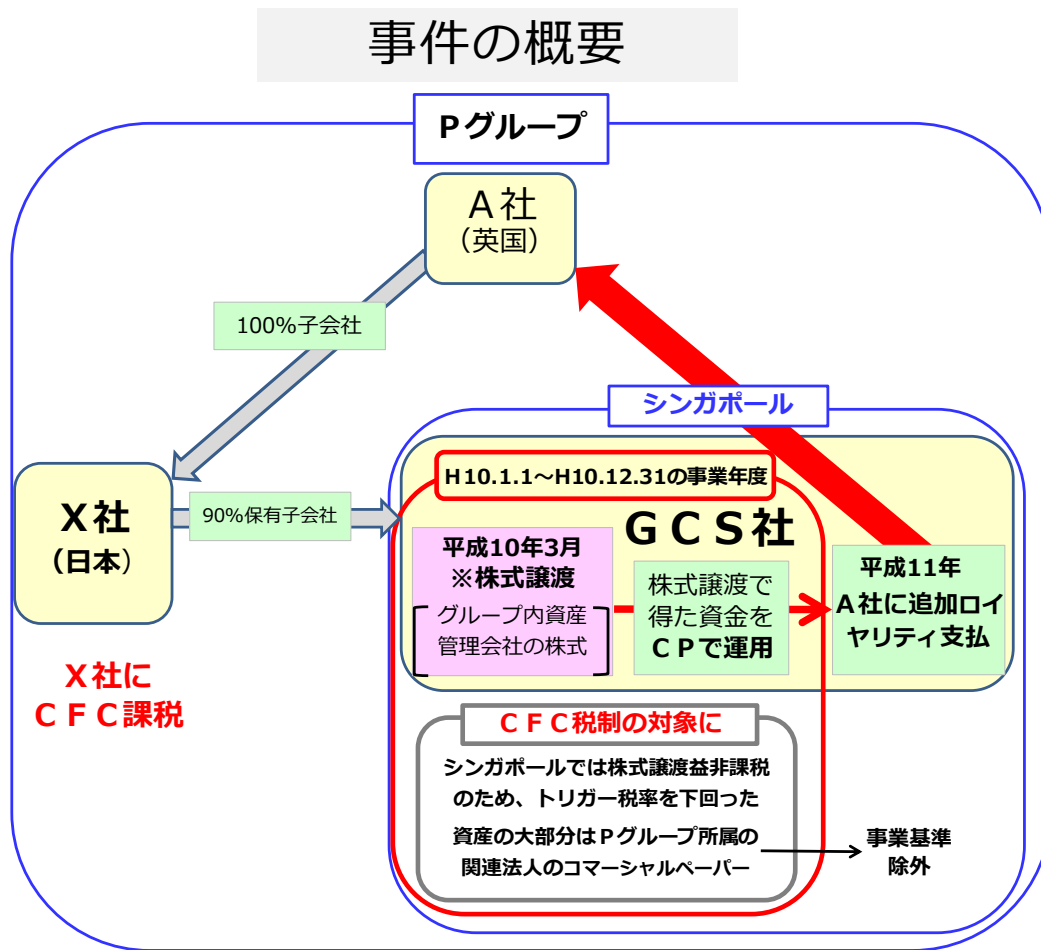
上記のような事実関係からも明らかなように、従来 G C S 社はシンガポールにおいて製造販売業を営んでおり正当な事業目的を有していた。しかし、平成 2 年にグループ内に属する英国の A 社と G C S 社間のロイヤリティー取引について、追加のロイヤリティーを英国歳入庁から要求されたので G C S は資金の捻出に迫られた。

従って、G C S 社は資金の捻出のために平成 3 年 6 月、上記事業を P グループ所属の別のシンガポール法人に譲渡し、その譲渡資金をもってロイヤリティーの支払いに充

---

<sup>1</sup> 株式譲渡後、追加ロイヤリティーの支払額が確定し実際に支払いをするまでの間、株式埋却代金を一時的に C P で運用していた。従って、株式を売却した事業年度末時点では、C P の運用が主たる事業となっていた。

てようとしていたと考えられる。つまり、GCS社が事業を譲渡し事実上休眠状態となったのは英国の課税庁からの移転価格課税の圧力からきたものであり、これに応じるためにとった行動が、Yによるタックス・ヘイブン対策税制（以下、タックス・ヘイブンを「CFC」といい、同税制を「CFC税制」という。）の発動を誘発したものと考えられる。結果的に、GCS社の利得について、英国からは移転価格税制が、日本からはCFC税制が適用されることとなった。



※ 株式の売却先がPグループの内部か外部か、及び、日本法人であるのか、シンガポール法人であるのか、などについていずれも不明<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 本件の事実関係が詳細に記載された文献がない。本件の第1審判決及び原判決が未公開であるのは、民法92条1項2号に基づく閲覧等制限決定がされていることも影響しているのではないかとのこと。岡田幸人『最高裁判所判例解説民事篇-平成21年度(下)』(2012.12) 807頁。

## 【争点】

第 1 審及び原審における争点は以下のとおり

### (1) 争点 1

- ①本件のように租税回避といえない事案にも C F C 税制が適用されるのか。
- ②本件の場合に措置法 6 6 条の 6 の政策目的による限定解釈が可能か。

### (2) 争点 2

措置法 6 6 条の 6 は日星租税条約 7 条 1 項に違反するか。

### (3) 争点 3

G C S 社が措置法 6 6 条の 6 第 3 項の適用除外要件をすべて満たしているか。  
特に、CP での短期的な運用が「債券の保有」にあたり、事業基準を満たすこととなるか。

### (4) 争点 4

Y による G C S 社の未処分所得算定方法は適法か。特に、株式譲渡益に対応して、A 社に対する追加ロイヤリティーの支払いを控除できるか。

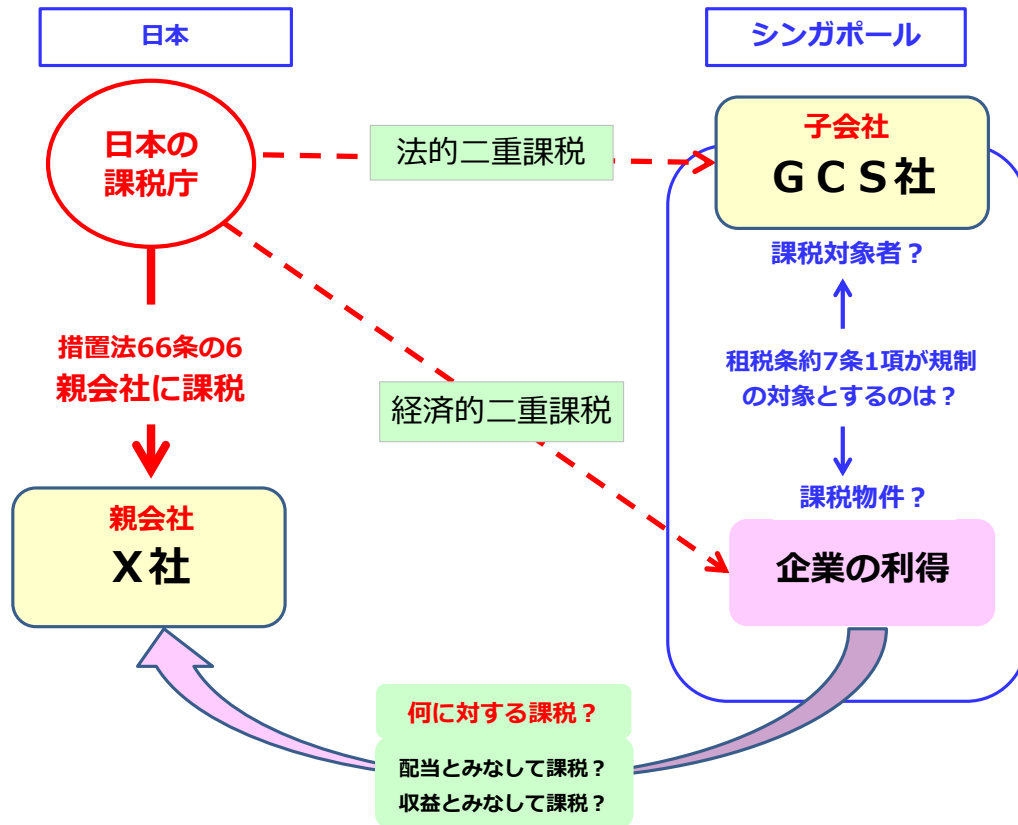
**上記のうち最高裁が取り上げたのは争点 2**

●【争点2】 租税条約 7条 1項との抵触問題（最高裁）

7条1項が禁止又は制限しているのは

法的二重課税か

経済的二重課税か



≪判示≫

≪ 日星租税条約 7条 1項は、一方の締約国（A国）の企業の利得に対して他方の締約国（B国）が課税するためには、当該企業がB国において恒久的施設を通じて事業を行っていることが必要であるとし（同項前段）、かつ、B国による当該企業に対する課税が可能な場合であっても、その対象を当該恒久的施設に帰属する利得に限定することとしている（同項後段）。同項は、いわゆる「恒久的施設なくして課税なし」という国際租税法上確立している原則を改めて確認する趣旨の規定とみるべきであるところ、企業の利得という課税物件に着目する規定の仕方となっていて、課税対象者については直接触れるところがない。しかし、同項後段が、B国に恒久的施設を有するA国の企業に対する課税について規定したものであることは文理上明らかであり、これは同